

横浜IR（統合型リゾート）の方向性（素案）について パブリックコメントを実施します

横浜市は、今後想定される人口減少や超高齢社会の進展などによる社会経済状況の変化においても、将来にわたり成長・発展を続けていくための一つの手法として特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「IR整備法」という。）に基づき「山下ふ頭」において特定複合観光施設区域整備の実現を目指しています。

今後、IR整備法に基づき策定する実施方針の参考とするため、横浜市が考えるIRの方向性（素案）についてパブリックコメントを実施します。

横浜IR（統合型リゾート）の方向性（素案）には、横浜IRを契機に「横浜を世界から選ばれる destinations(目的地)へ」を実現するための基本コンセプト「横浜イノベーションIR」、基本コンセプトを実現するための4つの方向性等について記載しています。

横浜IRの方向性（素案）について、市民の皆様からのご意見を募集します。

1 パブリックコメントの概要

(1) 意見募集期間

令和2年3月6日（金）から4月6日（月）まで

(2) 概要版リーフレット及び計画素案

上記募集期間中に市民情報センター、各区役所区政推進課広報相談係、都市整備局IR推進課で概要版リーフレットを配布するとともに、素案冊子を閲覧できます。

また、横浜市ホームページにデータを公表します。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/houkousei.html>)

(3) 意見提出方法

提出にあたっては、氏名、住所、年代（20歳未満、20代～70代、80歳以上）、性別、意見を記載してください。（年代、性別は任意回答です）

①電子メール：yokohamair_ikenbosyuu@sic-kk.co.jp

②ファックス：045-313-9936

③郵送：〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市都市整備局IR推進課

横浜IRの方向性（素案）パブリックコメント担当

（概要版リーフレットに添付しているハガキをご利用ください）

2 スケジュール

令和2年3月6日から4月6日

パブリックコメント実施期間

4月～5月

意見取りまとめ、素案修正

6月中

パブリックコメント結果の公表及び、

横浜IRの方向性の策定・公表

お問合せ先

都市整備局IR推進課長 幸 孝憲 Tel 045-671-4328